

議案第39号

令和6年2月16日提出

松山市長 野志克仁

松山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

松山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

記

松山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

松山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第57号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、老人福祉法で使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第3条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）（同令第8条を除き、同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、必要な技術的読み替えは、規則で定める。

（非常災害対策）

第4条 養護老人ホームは、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害及び当該養護老人ホームの周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該養護老人ホームの見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 2 養護老人ホームは、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練

を行わなければならない。

3 養護老人ホームは、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 養護老人ホームは、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

5 養護老人ホームは、非常災害が発生した場合に職員及び入所者が当該養護老人ホームにおいて当面の避難生活をすることができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を改正するため、本案を提出する。

令和6年2月16日提出

松山市長 野志克仁

松山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

松山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

記

松山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

松山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第58号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、老人福祉法で使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第3条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）（同令第8条（同令第42条、第59条及び第63条において準用する場合を含む。）を除き、同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同令第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イ中「入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人」とあるのは、「入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下」とするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（非常災害対策）

第4条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害及び当該特別養護老人ホームの周辺地域の環境、立地条件等か

ら想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該特別養護老人ホームの見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 特別養護老人ホームは、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

5 特別養護老人ホームは、非常災害が発生した場合に職員及び入所者が当該特別養護老人ホームにおいて当面の避難生活をすることができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

（規則への委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を改正するため、本案を提出する。

議案第41号

令和6年2月16日提出

松山市長 野志克仁

松山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

松山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

記

松山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

松山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第59号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（設備及び運営に関する基準）

第2条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）（同令第8条を除き、同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもつて、その基準とする。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（非常災害対策）

第3条 軽費老人ホームは、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害及び当該軽費老人ホームの周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該軽費老人ホームの見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 軽費老人ホームは、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練

を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

5 軽費老人ホームは、非常災害が発生した場合に職員及び入所者が当該軽費老人ホームにおいて当面の避難生活をすることができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(規則への委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を改正するため、本案を提出する。

議案第42号

令和6年2月16日提出

松山市長 野志克仁

松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について

松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように定める。

記

松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第60号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。第3条において同じ。）、第41条の2第1項第1号及び第2号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定等をすることができる者並びに指定障害福祉サービスの事業及び基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 自立訓練（機能訓練） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。
- (2) 自立訓練（生活訓練） 省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。
- (3) 就労継続支援A型 省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。

- (4) 就労継続支援B型 省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。
- (5) 共生型障害福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の規定による指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。
- (6) 特定基準該当障害福祉サービス 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準命令」という。）第219条の厚生労働大臣が定める離島その他の地域であり、かつ、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難な地域であって、将来的にも利用者の確保の見込みがないと市長が認めるものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス、自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス、自立訓練（生活訓練）（省令第25条第6号に規定する宿泊型自立訓練を除く。）に係る基準該当障害福祉サービス又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービスをいう。

(7) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。

（指定障害福祉サービス事業者の指定等をすることができる者）

第3条 法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る法第29条第1項の規定による指定の申請については、この限りでない。

（人員、設備及び運営に関する基準）

第4条 指定障害福祉サービスの事業及び基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、基準命令（基準命令第70条（基準命令第93条、第93条の5、第125条、第125条の4、第162条、第162条の5、第171条、第171条の4、第184条、第197条、第202条、第206条、第213条、第213条の11、第213条の22及び第223条第1項において準用する場合を含む。）を除き、基準命令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（非常災害対策）

第5条 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型又は共同生活援助に係る指定障害

福祉サービスの事業を行う者、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービスの事業を行う者、就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者及び特定基準該当障害福祉サービスの事業のうち2以上の事業を一体的に行う者（以下「事業者」と総称する。）は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害及び当該事業所の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「事業所防災計画」という。）を策定し、当該事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 2 事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 4 事業者は、第2項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。
- 5 事業者は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該事業所において当面の避難生活をすることができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

（規則への委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（内閣府令・厚生労働省令）の改正に伴い、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を改正するため、

本案を提出する。

議案第43号

令和6年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について

松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように定める。

記

松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第61号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。第3条において同じ。）において準用する法第36条第3項第1号並びに法第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設の指定等を受けることができる者並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（指定障害者支援施設の指定等をすることができる者）

第3条 法第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（人員、設備及び運営に関する基準）

第4条 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）（同令第44条を除き、同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、必要な技術的読み替えは、規則で定

める。

(非常災害対策)

第5条 指定障害者支援施設は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害及び当該指定障害者支援施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における利用者（障害福祉サービスを利用する障害者をいう。以下同じ。）の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該指定障害者支援施設の見やすい場所に掲示しておかなければならぬ。

- 2 指定障害者支援施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

- 5 指定障害者支援施設は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該指定障害者支援施設において当面の避難生活をすることができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を改正するため、本案を提出する。

議案第44号

令和6年2月16日提出

松山市長 野志克仁

松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正
について

松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定めること。

記

松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第62号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第3条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービ
ス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）（同令第8
条（同令第50条、第55条、第61条、第70条、第85条及び第88条において準
用する場合を含む。）を除き、同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定
める基準をもって、その基準とする。この場合において、必要な技術的読み替えは、規則
で定める。

（非常災害対策）

第4条 障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）は、
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害及び当
該事業所の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該

非常災害が発生した場合における利用者（障害福祉サービスを利用する障害者をいう。以下同じ。）の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「事業所防災計画」という。）を策定し、当該事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 2 障害福祉サービス事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 障害福祉サービス事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 4 障害福祉サービス事業者は、第2項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。
- 5 障害福祉サービス事業者は、非常災害が発生した場合に当該事業所において職員及び利用者が当面の避難生活をすることができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

（規則への委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（内閣府令・厚生労働省令）の改正に伴い、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を改正するため、本案を提出する。

令和6年2月16日提出

松山市長 野志克仁

松山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

松山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

記

松山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

松山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第65号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第3条 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）（同令第7条を除き、同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、必要な技術的読み替えは、規則で定める。

（非常災害対策）

第4条 障害者支援施設は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害及び当該障害者支援施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における利用者（障害福祉サービスを利用する障害者をいう。以下同じ。）の安全の確保のための体制、避難の方策等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該障害者支援施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 障害者支援施設は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 4 障害者支援施設は、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 5 障害者支援施設は、非常災害が発生した場合に職員及び利用者が当該障害者支援施設において当面の避難生活をすることができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を改正するため、本案を提出する。

議案第46号

令和6年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について

松山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように定める。

記

松山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

松山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第34号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。第3条において同じ。）、第21条の5の17第1項第1号及び第2号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定等をすることができる者並びに指定通所支援の事業及び基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 指定児童発達支援事業者 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業を行う者をいう。
- (2) 指定児童発達支援事業所 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援の事業を行う事業所をいう。
- (3) 指定放課後等デイサービス事業者 放課後等デイサービスに係る指定通所支援の事業を行う者をいう。
- (4) 共生型障害児通所支援事業者 児童発達支援に係る共生型通所支援（法第21条の

5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の規定による指定を受けた者による指定通所支援をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び放課後等デイサービスに係る共生型通所支援の事業を行う者をいう。

(5) 基準該当通所支援事業者 児童発達支援に係る基準該当通所支援の事業を行う者及び放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業を行う者をいう。
(指定障害児通所支援事業者の指定等をすることができる者)

第3条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る法第21条の5の3第1項の規定による指定の申請のときは、この限りでない。

(人員、設備及び運営に関する基準)
第4条 指定通所支援の事業及び基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）（同令第40条（同令第54条の5、第54条の9、第71条、第71条の2及び第71条の6において準用する場合を含む。）を除き、同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(非常災害対策)
第5条 指定児童発達支援事業者、指定放課後等デイサービス事業者、共生型障害児通所支援事業者及び基準該当通所支援事業者（以下「事業者」と総称する。）は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害及び当該事業所の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「事業所防災計画」という。）を策定し、当該事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努め

なければならない。

4 事業者は、第2項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。

5 事業者は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該指定児童発達支援事業所において当面の避難生活をすることができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（内閣府令）の改正に伴い、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を改正するため、本案を提出する。

議案第47号

令和6年2月16日提出

松山市長 野志克仁

松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

記

松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第69号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、特定児童福祉施設（児童福祉施設のうち、市長の監督に属する助産施設、母子生活支援施設及び保育所をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第3条 特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（同令第6条及び第12条を除き、同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。

（非常災害対策）

第4条 特定児童福祉施設は、消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、地震、風水害及び当該特定児童福祉施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における当該特定児童福祉施設の入所者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該特定児童福祉施設の見やすい場所に掲示しておかなければならぬ。

- 2 特定児童福祉施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練をするよう努めなければならない。
- 3 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行われなければならない。
- 4 特定児童福祉施設は、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 5 特定児童福祉施設は、当該特定児童福祉施設の実情に応じ、非常災害が発生した場合に必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(入所者及び職員の健康診断)

- 第5条 特定児童福祉施設の長は、入所者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。
- 2 特定児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、特定児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

- 3 第1項の健康診断をした医師は、その結果について必要な事項を母子健康手帳又は入所者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ助産の実施、母子保護の実施又は保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置の解除又は停止等必要な手続をとることを、特定児童福祉施設の長に勧告しなければならない。
- 4 特定児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所者の食事を調理する者（次項において「調理従事者」という。）につき、綿密な注意を払わなければならない。
- 5 前項の綿密な注意を払うに当たっては、調理従事者に検便を受けさせなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
- 2 松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第69号）第35条」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条の2」に改める。

第7条第3項中「松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第35条」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2」に改める。

第13条の見出し中「松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改め、同条第1項中「松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（令和6年条例第1号）第3条の規定により特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準とされた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を加え、「第8条、第10条から第12条まで、第14条（第4項ただし書を除く。）、第18条、第19条、第34条第8号、第35条（後段を除く。）並びに第39条」を「第7条の2、第9条から第9条の3まで、第11条（第4項ただし書を除く。）、第14条の2、第14条の3、第32条第8号、第32条の2（後段を除く。）並びに第36条」に改め、同項の表を次のように改める。

読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条の見出し及び同条第2項	最低基準	設備運営基準
第4条第1項	最低基準	松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第51号）で定める基準（以下この条において「

		設備運営基準」という。)
第5条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）
第5条第2項及び第11条第5項	児童の	園児の
第5条第4項及び第7条の2第1項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第9条の見出し	入所した者	園児
第9条並びに第11条第2項及び第3項	入所している者	園児
第9条	又は入所	又は入園
第9条の2	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第9条の3第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
	及び	並びに
第11条第1項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
	第8条	松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第13条第2項において読み替えて準用する第8条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第14条の2	利用者	園児
第14条の3第1項	援助	教育及び保育並びに子育ての支援

	入所している者	園児
第14条の3第3項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について
第32条第8号	又は遊戯室	, 遊戯室又は便所
第32条の2	第11条第1項	松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第13条第1項において読み替えて準用する第11条第1項
	幼児	園児
第36条	保育所の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長
	入所している乳幼児	園児
	保育の	教育及び保育の

第13条第2項中「松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第9条」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第8条」に、「入所者」を「入所している者」に改める。

付則第6項の表中「松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年規則第28号）第5条第1号、第2号及び第6号」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号イ、ロ及びヘ」に、「同条第2号から第8号まで」を「同条第8号」に改める。

（松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

3 松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第25条中「松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第69号）第38条」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭

和23年厚生省令第63号) 第35条」に改める。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(内閣府令)の改正に伴い、特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を改正するため、本案を提出する。

令和6年2月16日提出

松山市長 野志克仁

松山市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
松山市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

記

松山市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備及び運営に関する基準)

第2条 女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）（同令第5条を除き、同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもつて、その基準とする。この場合において、同令第16条第4項中「非常災害計画」とあるのは、「松山市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年条例第 号）第3条第1項に規定する施設防災計画」とする。

(非常災害対策)

第3条 女性自立支援施設は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害及び当該女性自立支援施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該女性自立支援施設の見やすい場所に掲示しておかなければならぬ。

2 女性自立支援施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

- 3 女性自立支援施設は、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 4 女性自立支援施設は、非常災害が発生した場合に職員及び入所者が当該女性自立支援施設において当面の避難生活をすることができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(松山市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)
- 2 松山市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第67号）は、廃止する。

(提案理由)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるため、本案を提出する。

議案第49号

令和6年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市保育所及び小規模保育事業所条例の一部改正について

松山市保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例

松山市保育所及び小規模保育事業所条例（昭和39年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表中島こども園の項中「3040番地1」を「3021番地1」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

中島こども園を移転するため、本案を提出する。

議案第 50 号

令和 6 年 2 月 16 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について

松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

記

松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 50 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（運営に関する基準）

第 3 条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）の改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

の運営に関する基準を改正するため、本案を提出する。

議案第 51 号

令和 6 年 2 月 16 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除に関する条例の一部改正について

松山市公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除に関する条例の一部を改正する条例

松山市公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除に関する条例（昭和 41 年条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

本則中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

議案第52号

令和6年2月16日提出

松山市長 野志克仁

松山市漁港管理条例の一部改正について

松山市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市漁港管理条例の一部を改正する条例

松山市漁港管理条例（昭和41年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第14条第1項中「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「受けた者」の次に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加え、同項ただし書中「同条第4項」を「法第39条第4項」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

漁港漁場整備法の改正に伴い、認定計画実施者から土砂採取料等を徴収するため、本案を提出する。

令和6年2月16日提出

松山市長 野志克仁

松山市手数料条例の一部改正について

松山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市手数料条例の一部を改正する条例

松山市手数料条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第122号中「宅地造成工事許可申請手数料」を「宅地造成・特定盛土等工事許可申請手数料」に改め、同号の表中「12,000円」を「17,000円」に、「22,000円」を「26,000円」に、「32,000円」を「36,000円」

に、	2,000平方メートルを超えるもの 1件につき	48,000円
----	-------------------------	---------

を	2,000平方メートルを超えるもの 1件につき	50,000円
	3,000平方メートルを超えるもの 1件につき	62,000円

「68,000円」を「81,000円」に、「110,000円」を「120,000円」に、「170,000円」を「190,000円」に、「250,000円」を「300,000円」に、「340,000円」を「430,000円」に、「430,000円」を「560,000円」に改め、同項第122号の2中「宅地造成工事変更許可申請手数料」を「宅地造成・特定盛土等工事変更許可申請手数料」に、「430,000円」を「560,000円」に改め、同号ア中「宅地造成」の次に「又は特定盛土等」を加え、同号に次のように加える。

ウ その他の変更については、10,000円

第2条第1項第122号の2の次に次の2号を加える。

(122)の3 土石堆積工事許可申請手数料

土石の堆積をする土地の面積	手数料
---------------	-----

500平方メートル以内のもの 1件につき	13,000円
500平方メートルを超えるもの 1件につき	15,000円
1,000平方メートルを超えるもの 1件につき	17,000円
2,000平方メートルを超えるもの 1件につき	20,000円
3,000平方メートルを超えるもの 1件につき	27,000円
5,000平方メートルを超えるもの 1件につき	30,000円
10,000平方メートルを超えるもの 1件につき	35,000円
20,000平方メートルを超えるもの 1件につき	47,000円
40,000平方メートルを超えるもの 1件につき	62,000円
70,000平方メートルを超えるもの 1件につき	91,000円
100,000平方メートルを超えるもの 1件につき	110,000円

(122)の4 土石堆積工事変更許可申請手数料 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額とする。ただし、その額が110,000円を超えるときは、その手数料の額は、110,000円とする。

ア 土石の堆積に関する工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額

イ 新たな土石の堆積をする土地の編入に係る許可事項の変更については、新たに編入される土石の堆積をする土地の面積に応じ前号に規定する額

ウ その他の変更については、10,000円

付 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第5号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文の許可を受けた宅地造成に関する工事に係る同法第12条第1項の規定による計画の変更の許可の申請に関する手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

宅地造成等規制法の改正に伴い、宅地造成・特定盛土等工事許可申請手数料、土石堆積工事許可申請手数料等を徴収するため、本案を提出する。

議案第54号

令和6年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部改正について

松山市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例

松山市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例（令和2年条例第41号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

松山市新型コロナウイルス感染症対策等利子補給基金条例

第1条中「をいう。」の次に「及びエネルギー価格、食料品価格等の物価の高騰」を加え、「を原資」を「及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を原資」に、「松山市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金」を「松山市新型コロナウイルス感染症対策等利子補給基金」に改める。

付則第2項中「令和10年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の原資として活用可能とともに、同基金の設置を1年延長するため、本案を提出する。

議案第 55 号

令和 6 年 2 月 16 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市観光レンタサイクル条例の廃止について

松山市観光レンタサイクル条例を廃止する条例を次のように定める。

記

松山市観光レンタサイクル条例を廃止する条例

松山市観光レンタサイクル条例（平成 17 年条例第 16 号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

観光レンタサイクル事業の廃止に伴い、観光レンタサイクルポートを廃止するため、本案を提出する。

令和 6 年 2 月 16 日提出

松山市長 野 志 克 仁

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 契約名 | 令和 6 年度包括外部監査契約 |
| 2 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 3 契約の始期 | 令和 6 年 4 月 1 日 |
| 4 契約の金額 | 11,278,000 円を上限とする額 |
| 5 費用の支払方法 | 監査の結果に関する報告書提出後に一括払とする。
ただし、費用の一部を前金払できるものとする。 |
| 6 契約の相手方 | 住所 松山市西石井一丁目
氏名 芦立 祐嗣
資格 公認会計士 |

(提案理由)

地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき、包括外部監査契約を締結するため、
本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

(包括外部監査契約の締結)

第 252 条の 36 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎
会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなけれ
ばならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聞くとともに、議会の
議決を経なければならない。

(2) 政令で定める市

地方自治法施行令（抄）

（包括外部監査契約を締結しなければならない市）

第174条の49の26 地方自治法第252条の36第1項第2号に規定する政令で定める市は、指定都市及び中核市とする。

議案第 57 号

令和 6 年 2 月 16 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市過疎地域持続的発展計画（令和 3 年度～令和 8 年度・中島地域）の変更について

令和 3 年第 6 回定例会において議決を得た松山市過疎地域持続的発展計画（令和 3 年度～令和 8 年度・中島地域）を別紙のとおり変更する。

（提案理由）

松山市過疎地域持続的発展計画（令和 3 年度～令和 8 年度・中島地域）を、新規事業の追加により変更するため、本案を提出する。

（参 照）

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（抄）

（過疎地域持続的発展市町村計画）

第 8 条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。

10 第 1 項及び前 3 項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

【変更前】					【変更後】				
目次					目次				
9. 教育の振興 (1) 現状と問題点.....38 (2) その対策.....39					9. 教育の振興 (1) 現状と問題点.....38 (2) その対策.....39 (3) 事業計画.....40				
30～32頁					30～32頁				
6. 生活環境の整備 (1) 現状と問題点 (略) (2) その対策 (略) (3) 事業計画（令和3～8年度）					6. 生活環境の整備 (1) 現状と問題点 (略) (2) その対策 (略) (3) 事業計画（令和3～8年度）				
持続的 発展施 策区分	事業名 (施設 名)	事業 内容	事業 主体	備 考	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設 名)	事業 内容	事業 主体	備 考
5 生活 環境の 整備	(2) 下 水処理 施設 その他	合併処理 浄化槽設 置整備事 業	市			(2) 下 水処理 施設 その他	合併処理 浄化槽設 置整備事 業	市	
	(5) 消 防施設	小型動力 ポンプ付 積載車(3 台)	市			(5) 消 防施設	小型動力 ポンプ付 積載車(3 台)	市	
		小型動力 ポンプ(1 台)	市				小型動力 ポンプ(1 台)	市	
		消防ポン プ蔵置所 (1箇所)	市				消防ポン プ蔵置所 (1箇所)	市	
		消防救急 艇「うみね こ」主機等 更新	市				消防救急 艇「うみね こ」主機等 更新	市	
							消防救急 艇船長待 機室整備 事業	市	

【変更前】	【変更後】										
<p>38～40頁</p> <p>9. 教育の振興 (1) 現状と問題点 (略) (2) その対策 (略)</p>	<p>38～40頁</p> <p>9. 教育の振興 (1) 現状と問題点 (略) (2) その対策 (略)</p> <p>(3) 事業計画（令和3～8年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的 発展施 策区分</th> <th>事業名 (施設 名)</th> <th>事業 内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8 教育 の振興</td> <td>(1) 学 校教育 関連施 設 教職 員住宅</td> <td>小中学校 教職員住 宅新築等 事業</td> <td>市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設 名)	事業 内容	事業 主体	備 考	8 教育 の振興	(1) 学 校教育 関連施 設 教職 員住宅	小中学校 教職員住 宅新築等 事業	市	
持続的 発展施 策区分	事業名 (施設 名)	事業 内容	事業 主体	備 考							
8 教育 の振興	(1) 学 校教育 関連施 設 教職 員住宅	小中学校 教職員住 宅新築等 事業	市								

議案第 58 号

令和 6 年 2 月 16 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市辺地総合整備計画（令和 5 年度～令和 9 年度・旧中島町域）の変更について
令和 5 年第 1 回定例会において議決を得た松山市辺地総合整備計画（令和 5 年度～令和
9 年度・旧中島町域）を別紙のとおり変更する。

（提案理由）

松山市辺地総合整備計画（令和 5 年度～令和 9 年度・旧中島町域）について、事業費の
一部を変更するため、本案を提出する。

（参 照）

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（抄）

（総合整備計画の策定等）

第 3 条 この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会
の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総
合整備計画」という。）を定めることができる。

8 前各項の規定は、第 5 項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備
計画を変更しようとする場合について準用する。

(別 紙)

【変更前】

3. 公共的施設の整備計画（令和5年度～令和9年度） 5年間

(単位 千円)

区分 施設名	事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
(略)					
3. 教育文化施設の整備		522,482	118,324	404,158	390,800
(1) 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に勤務する教員又は職員のための住宅		379,932	118,324	261,608	248,300
小中学校教職員住宅改修等事業	市	379,932	118,324	261,608	248,300
(5) 公民館その他の集会施設		142,550	0	142,550	142,500
中島総合文化センター空調設備更新事業	市	142,550	0	142,550	142,500
(略)					
合 計		1,700,868	499,332	1,201,536	973,000

【変更後】

3. 公共的施設の整備計画（令和5年度～令和9年度） 5年間

(単位 千円)

区分 施設名	事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
(略)					
3. 教育文化施設の整備		632,771	118,324	514,447	501,000
(1) 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に勤務する教員又は職員のための住宅		379,932	118,324	261,608	248,300
小中学校教職員住宅改修等事業	市	379,932	118,324	261,608	248,300
(5) 公民館その他の集会施設		252,839	0	252,839	252,700
中島総合文化センター空調設備等更新事業	市	252,839	0	252,839	252,700
(略)					
合 計		1,811,157	499,332	1,311,825	1,083,200

令和6年2月16日提出

松山市長 野志克仁

消防通信指令管制システム機器等賃貸借契約等の解除に伴う損害賠償額を和解により定めることについて

消防通信指令管制システム機器等賃貸借契約等の解除に伴う損害賠償額を次のとおり和解により定める。

記

1. 当事者

松山市

相手方 香川県高松市中野町29番2号

NECキャピタルソリューション株式会社 四国支店

支店長 清水 貴

2. 事件の概要

本市は、相手方との間で、下記契約（以下「本件契約」という。）を締結したが、本件契約に基づき本市が使用し、及び保守を受けている機器について、本市の都合により、相手方に返還することとなった。

そのため、相手方に対し、本件契約の解除に伴う損害賠償金が発生したものである。

3. 和解の内容

(1) 本件契約は、令和6年3月31日をもって終了するものとする。

(2) 市から相手方に損害賠償金として下記金額を支払い、今後この事件に関していかなる事情が生じても、双方決して異議を申し立てない。

記

契約内容	損害賠償額
令和2年5月26日付け 消防通信指令管制システム機器等賃貸借契約	46,107,600円
契約期間 令和2年6月1日から令和7年5月31日まで	

令和2年9月25日付け 常駐型救急ワークステーションシステム機器賃貸借契約 契約期間 令和2年10月1日から令和7年9月30日まで	1, 431, 540円
令和3年2月22日付け 消防モバイル査察機器等の賃貸借契約 契約期間 令和3年3月1日から令和8年2月28日まで	2, 667, 126円
令和3年2月22日付け 予防システム機器等の賃貸借契約 契約期間 令和3年3月1日から令和8年2月28日まで	2, 207, 425円

(提案理由)

消防通信指令管制システム機器等賃貸借契約等の解除について、和解により損害賠償額を定めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
- (13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

議案第6.0号

令和6年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

公有水面埋立について（松山市南吉田町地先）

公有水面埋立法第3条第1項の規定により、愛媛県知事から次の公有水面埋立について意見を求められたので、異議ない旨の意見を述べるものとする。

記

1. 埋立免許出願人

国土交通省 四国地方整備局

香川県高松市サンポート3番33号

代表者 局長 佐々木 淑充

2. 埋立区域

(1) 位 置 松山市南吉田町2798番82の地先公有水面

(2) 面 積 10,107.00平方メートル

3. 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位 置 松山市南吉田町2798番82の地内並びに地先公有水面

(2) 面 積 444,397.42平方メートル

4. 埋立地の用途

空港用地

5. 埋立に関する工事の施行に要する期間

着手の日から10年以内

6. 埋立工事の計画概要

国土交通省四国地方整備局が空港滑走路端安全区域整備に必要な空港施設用地を造成する。

（提案理由）

公有水面埋立に係る意見を述べることにつき、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

公有水面埋立法（抄）

第3条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遲滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトモニ前条第二項各号ニ掲タル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ三週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徵スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

4 市町村長第一項ノ規定ニ依リ意見ヲ述べムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

埋立地付近図
(松山市南吉田町地先)

埋立区域

松山空港

卷之三

令和6年2月16日提出

松山市長 野志克仁

市道路線の認定及び変更について

1. 次の路線を市道に認定する。

図面番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
1	市道 雄郡 213号線	竹原四丁目	竹原四丁目	
2	市道 新玉 98号線	南江戸二丁目	南江戸二丁目	
3	市道 桑原 299号線	樽味三丁目	樽味三丁目	
4	市道 味生 307号線	南斎院町	南斎院町	
5	市道 味生 308号線	南斎院町	南斎院町	
6	市道 生石 302号線	高岡町	高岡町	
7	市道 垣生 214号線	東垣生町	東垣生町	
8	市道 久枝 289号線	西長戸町	西長戸町	
9	市道 久枝 290号線	東長戸三丁目	東長戸三丁目	
10	市道 久枝 291号線	東長戸三丁目	東長戸三丁目	
11	市道 和氣 247号線	馬木町	馬木町	
12	市道 余土 267号線	市坪南二丁目	市坪南二丁目	
13	市道 湯山 176号線	溝辺町	溝辺町	
14	市道 小野 245号線	平井町	平井町	
15	市道 石井 554号線	古川北二丁目	古川北二丁目	
16	市道 石井 555号線	古川北四丁目	古川北四丁目	

図面番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
17	市道 石井 556号線	居相五丁目	居相五丁目	
18	市道 北条 25号線	北条辻	北条辻	
19	市道 粟井 20号線	鹿峰	鹿峰	
20	市道 味生 309号線	清住二丁目	清住二丁目	
21	市道 北条 26号線	北条辻	北条辻	

2. 次の市道路線を変更する。

図面番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
22	市道 東雲 49号線	持田町一丁目	持田町一丁目	
		持田町一丁目	持田町一丁目	

(提案理由)

図面番号1～19は、都市計画法第29条の規定による開発行為の許可に伴い建設された道路で、同法第39条の規定に基づき、図面番号20及び21は、一般交通の用に供されている道路で、地元からの申請に基づき市道認定するため、図面番号22は、地元からの申請に基づき市道路線の変更をするため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、本案を提出する。

(参考照)

都市計画法（抄）

（開発行為の許可）

第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の

中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下の節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

(開発行為等により設置された公共施設の管理)

第39条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第36条第3項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、又は第32条第2項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

道路法(抄)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものという。

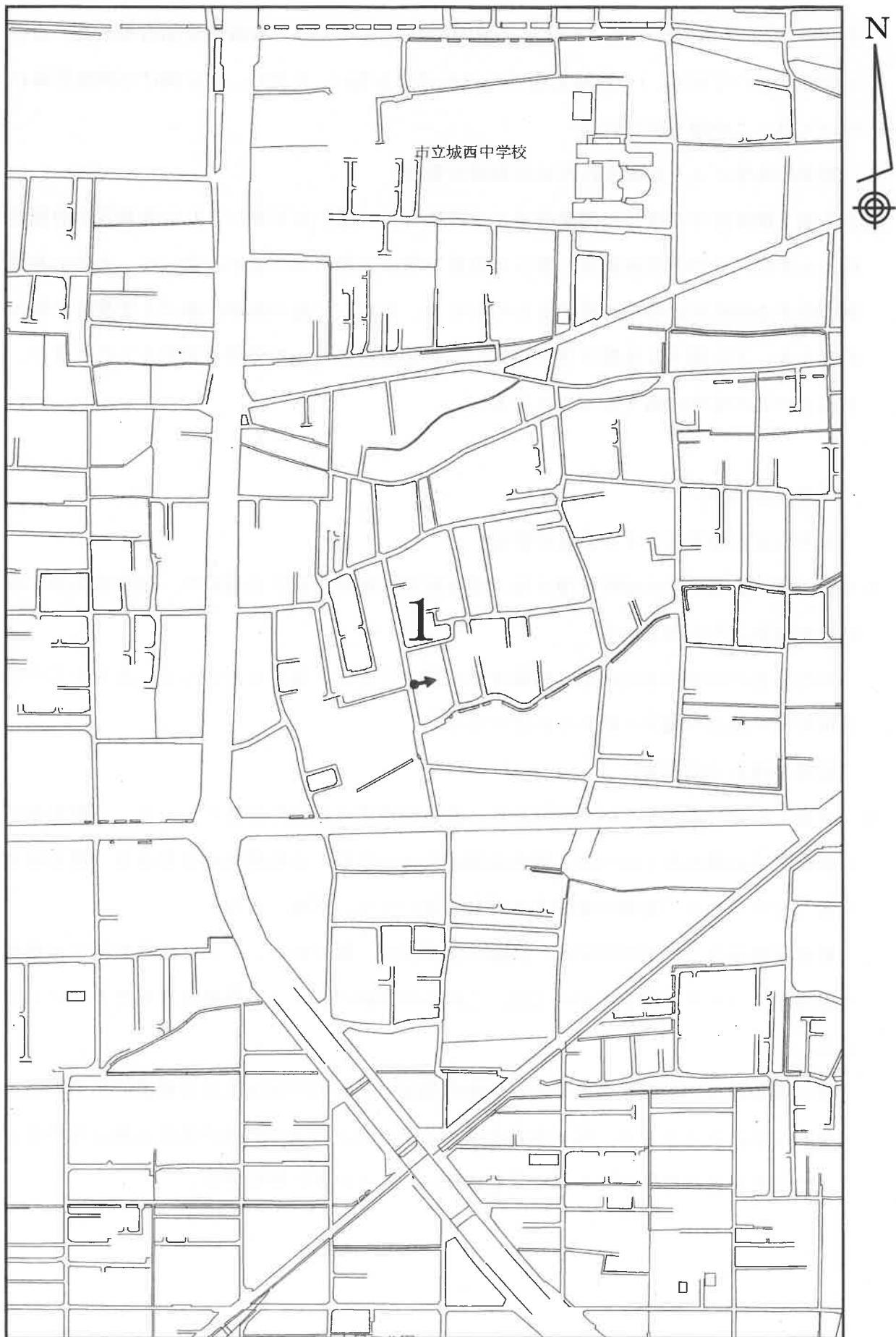
2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

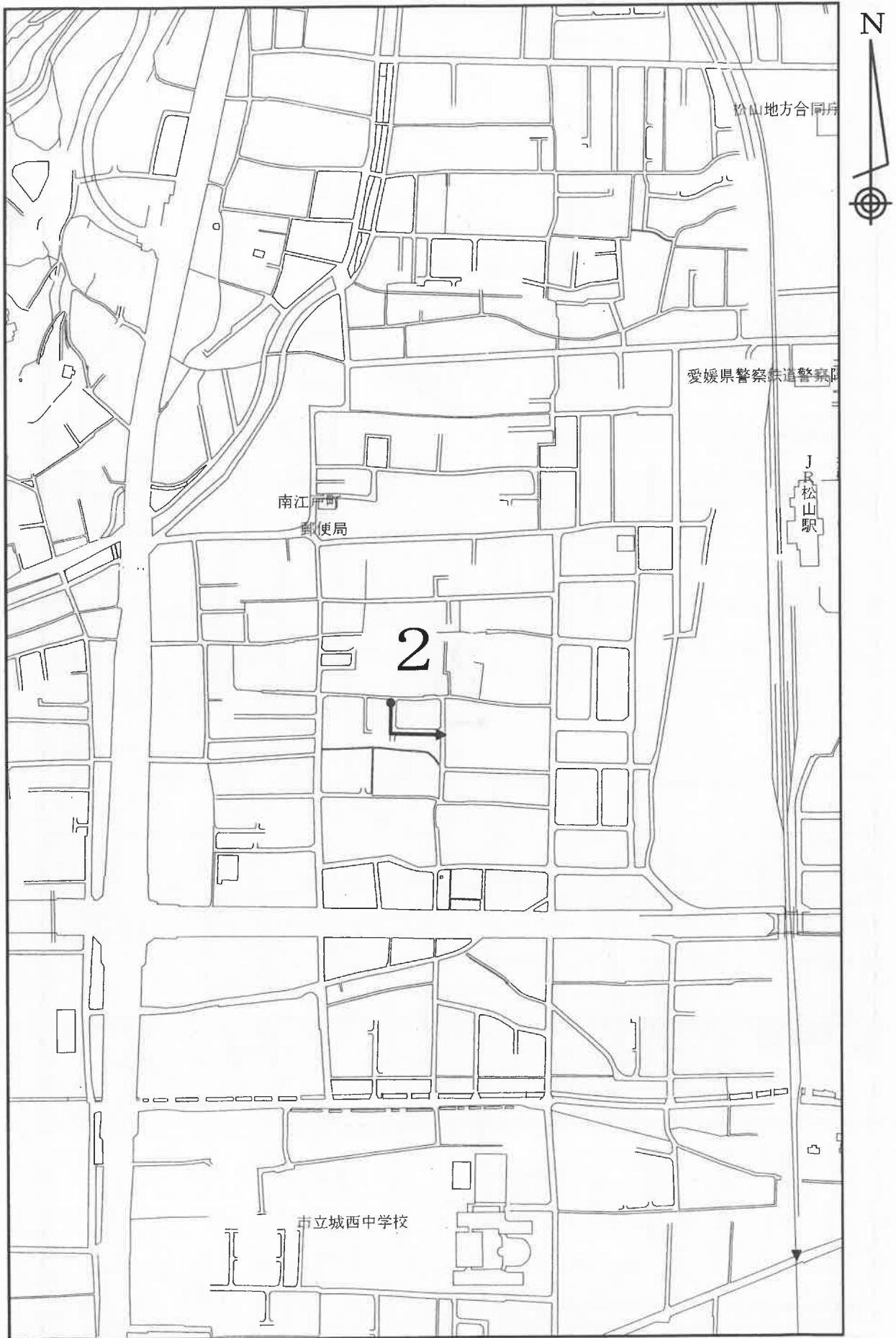
(路線の廃止又は変更)

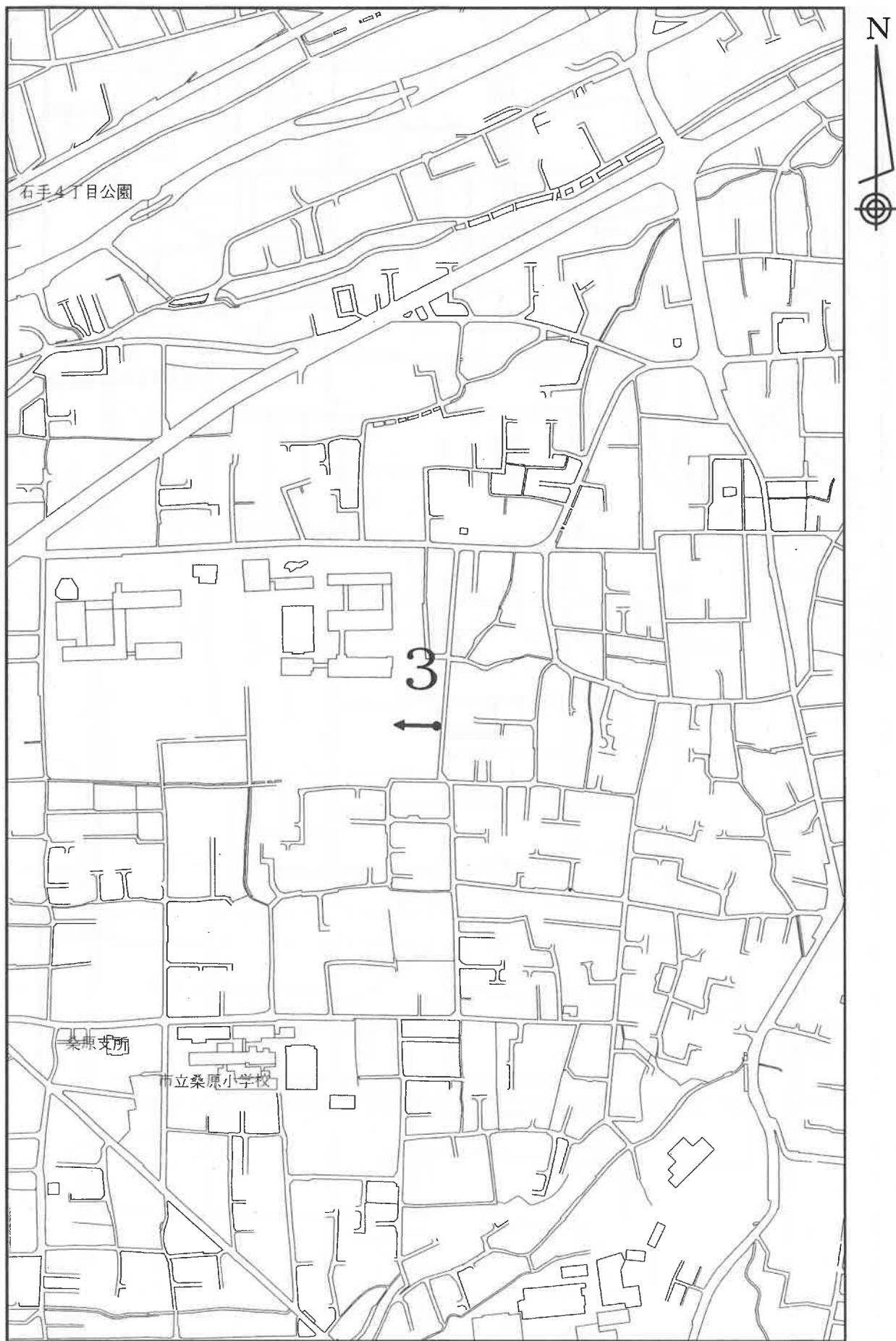
第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

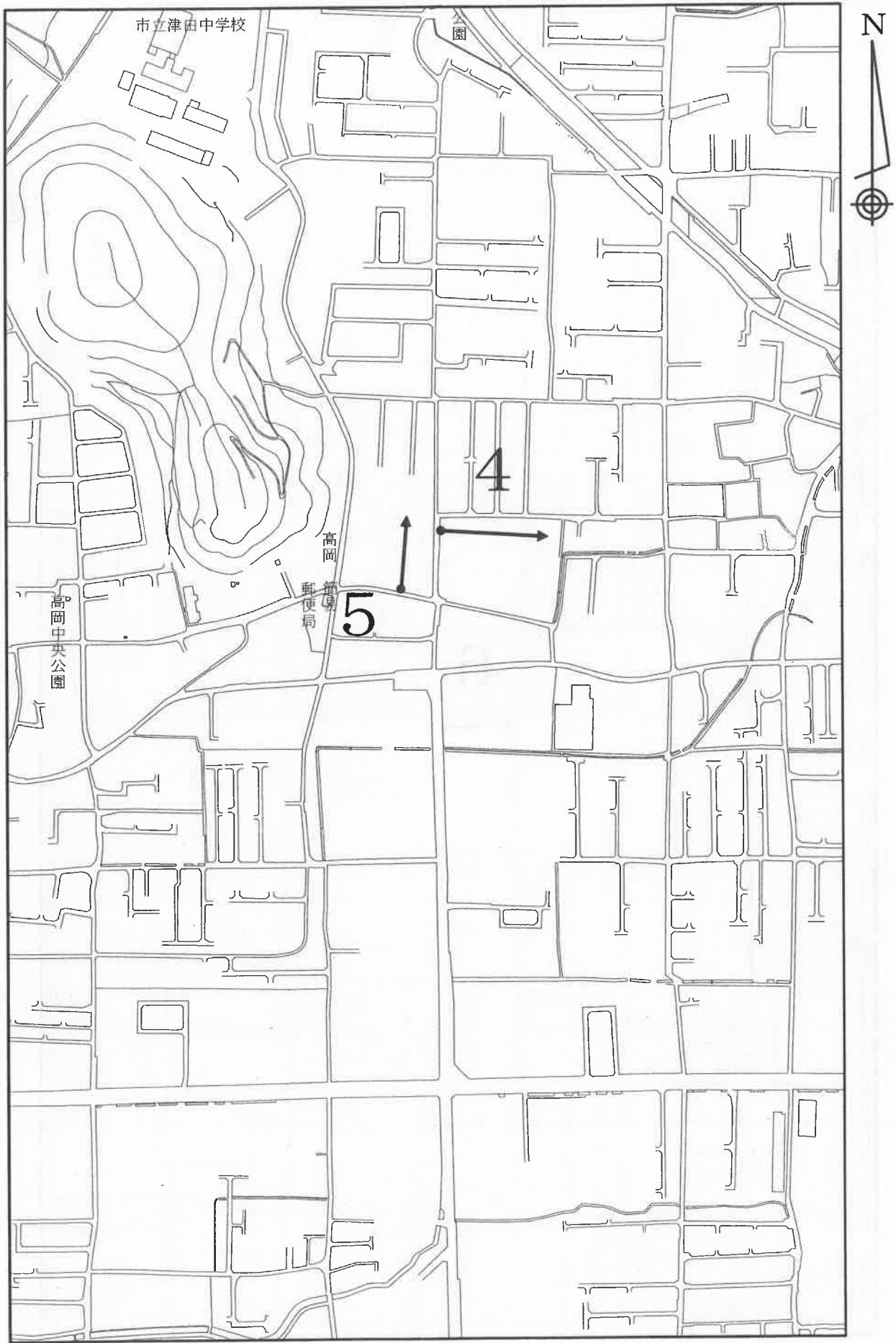
2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

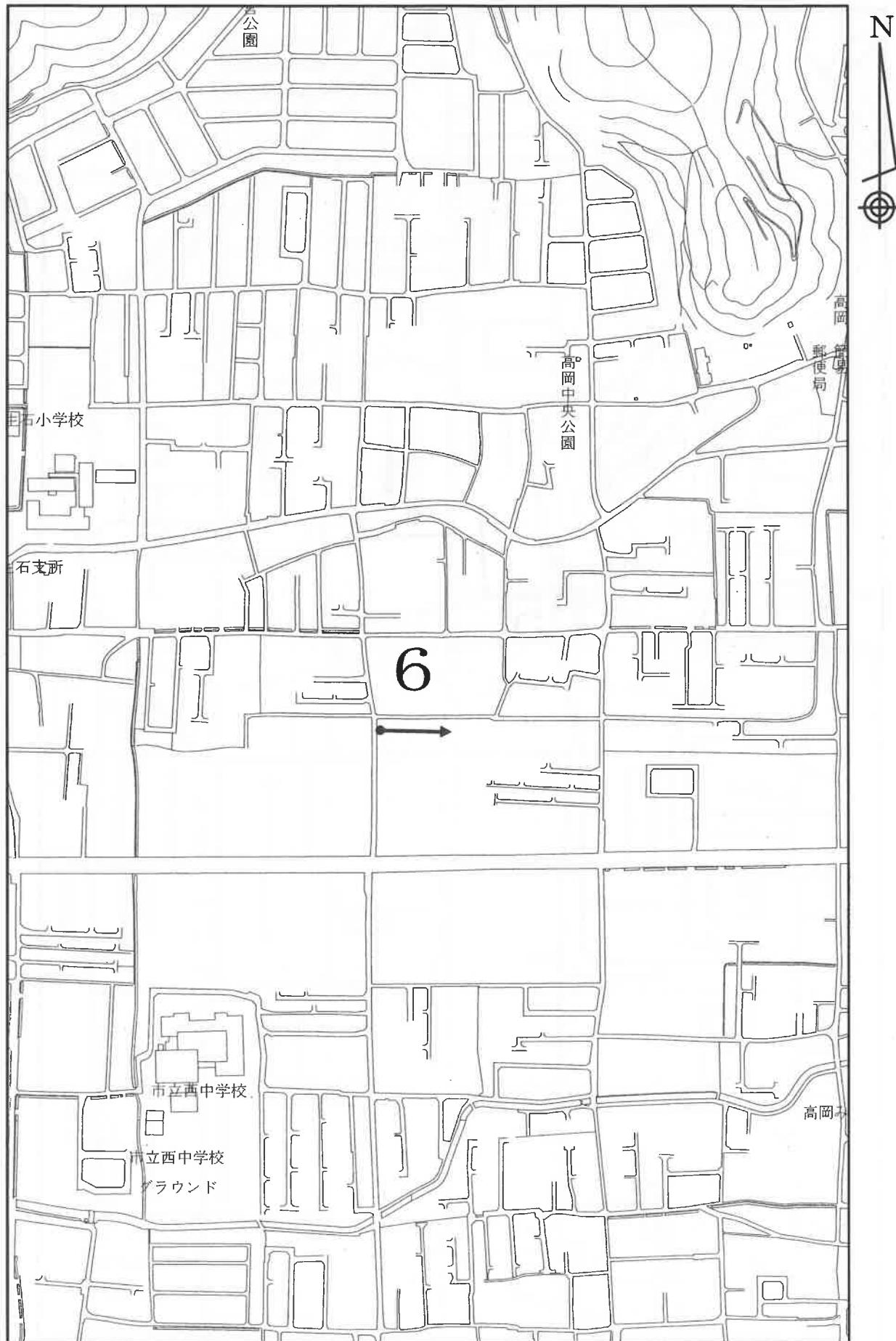
3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

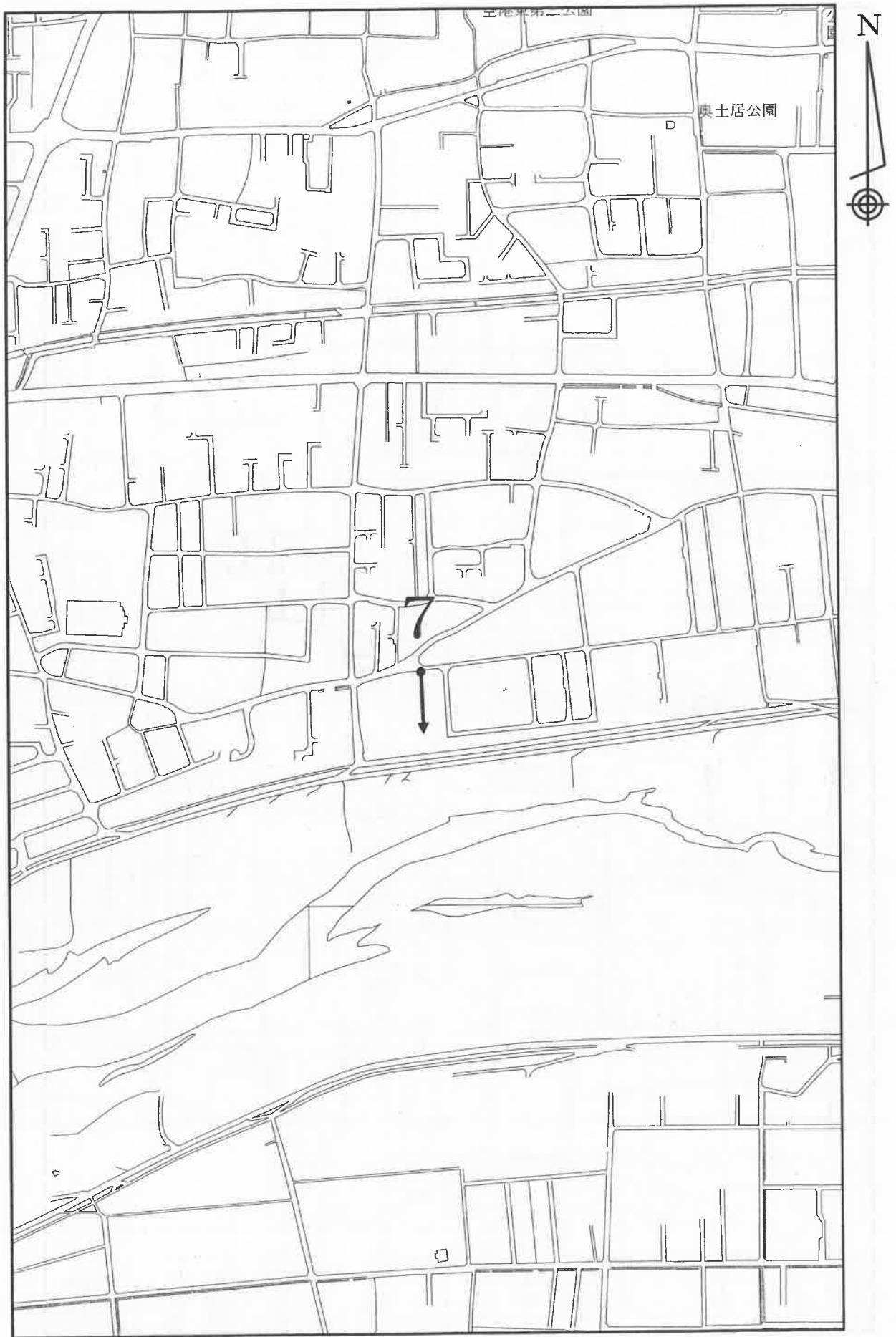


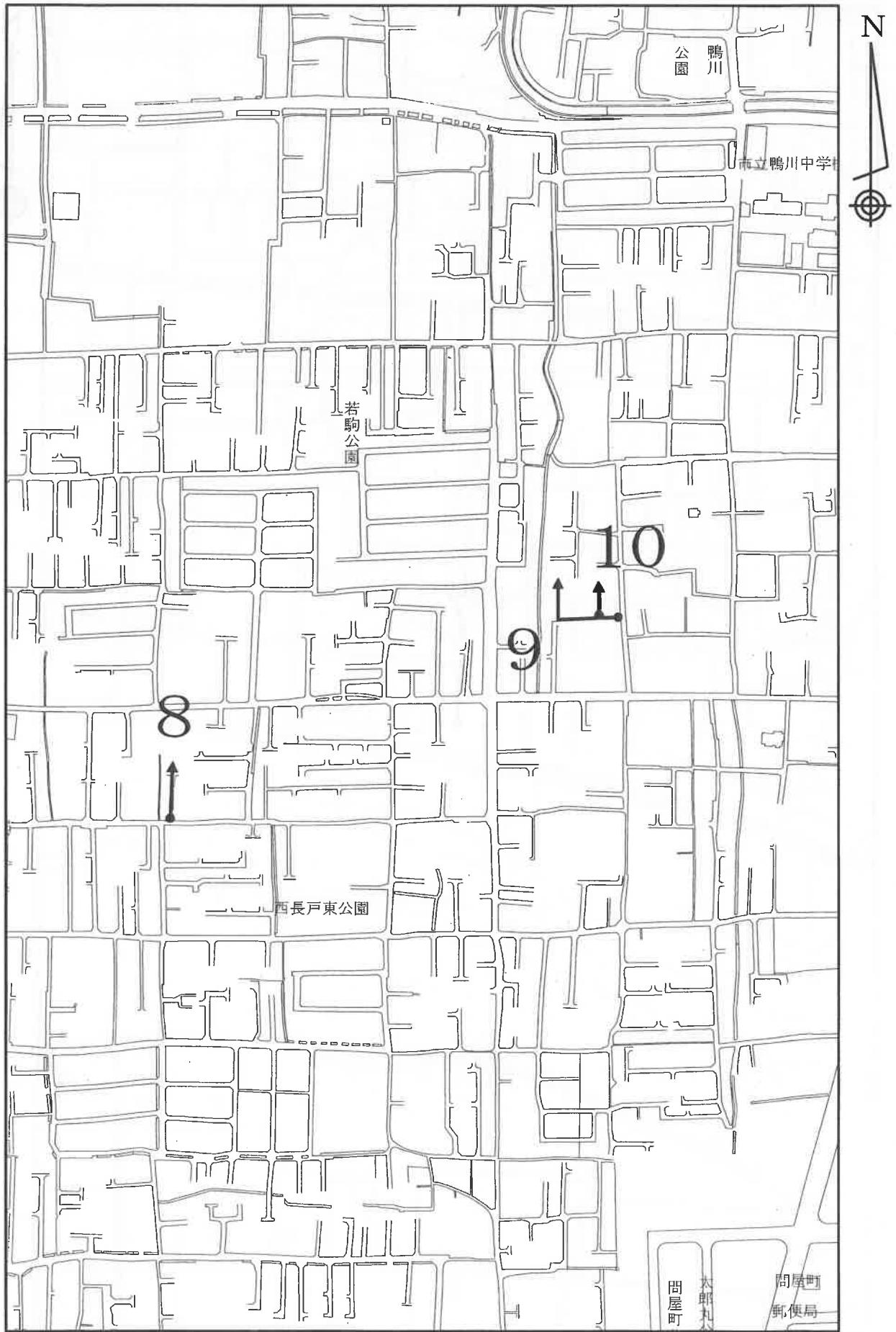


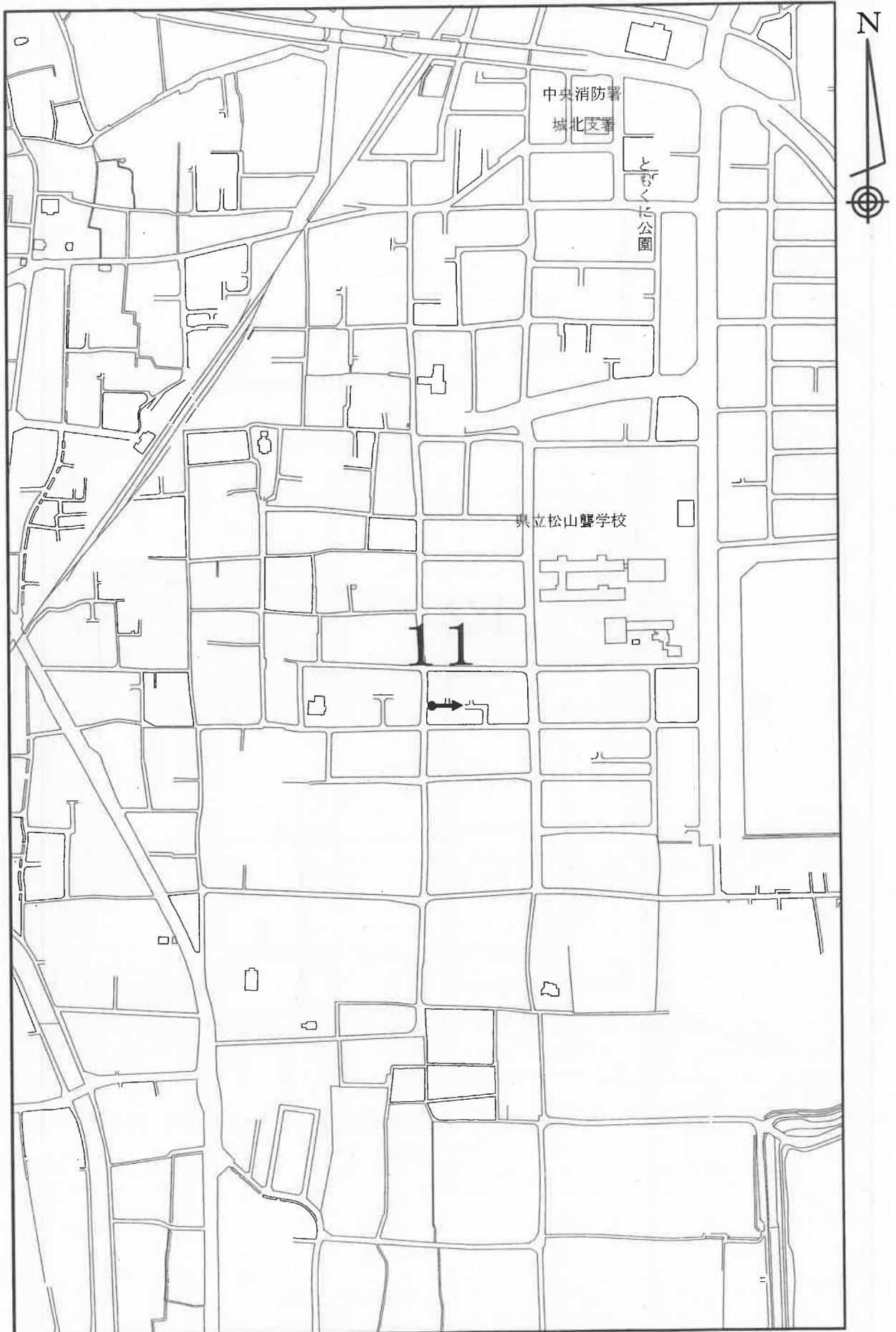


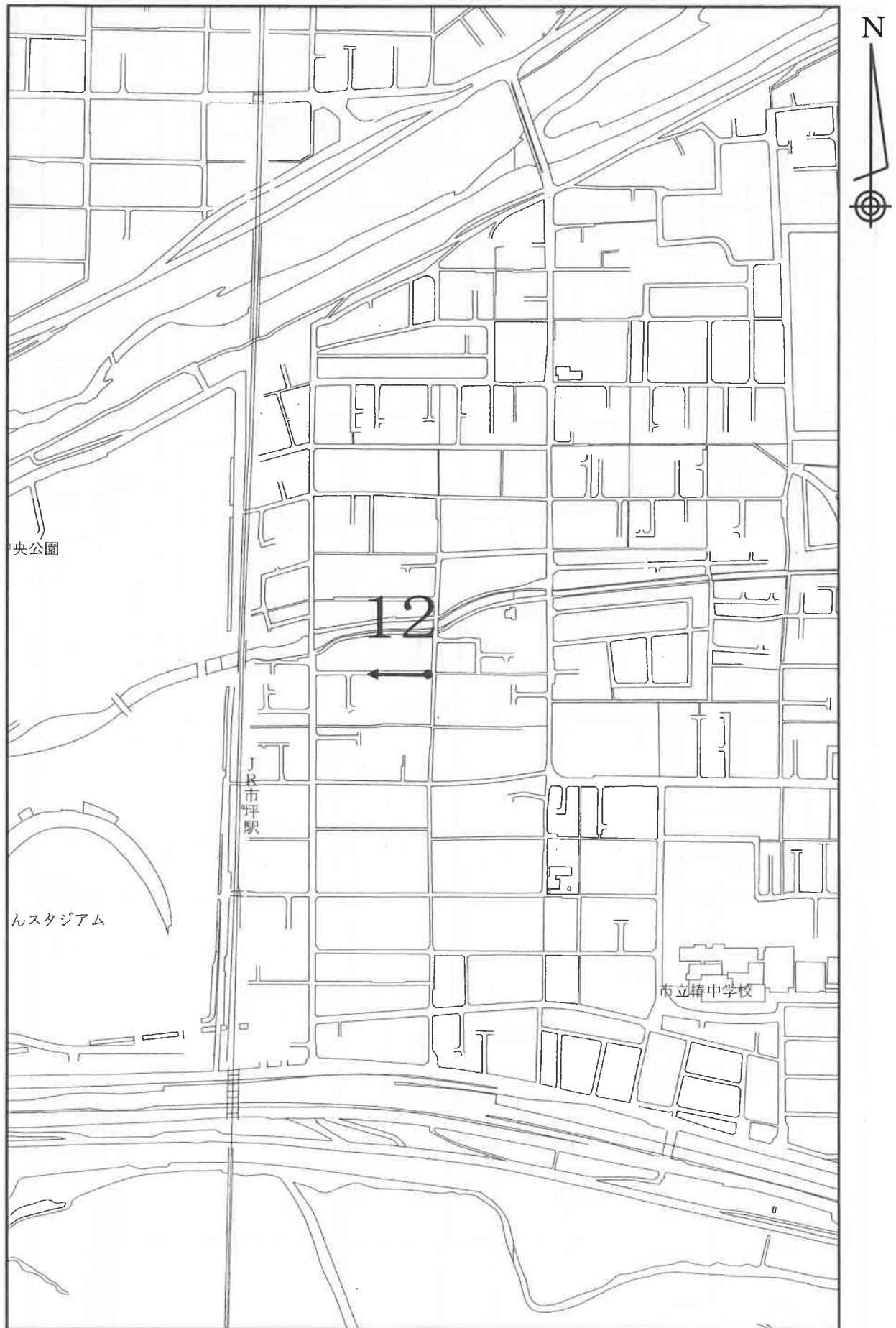


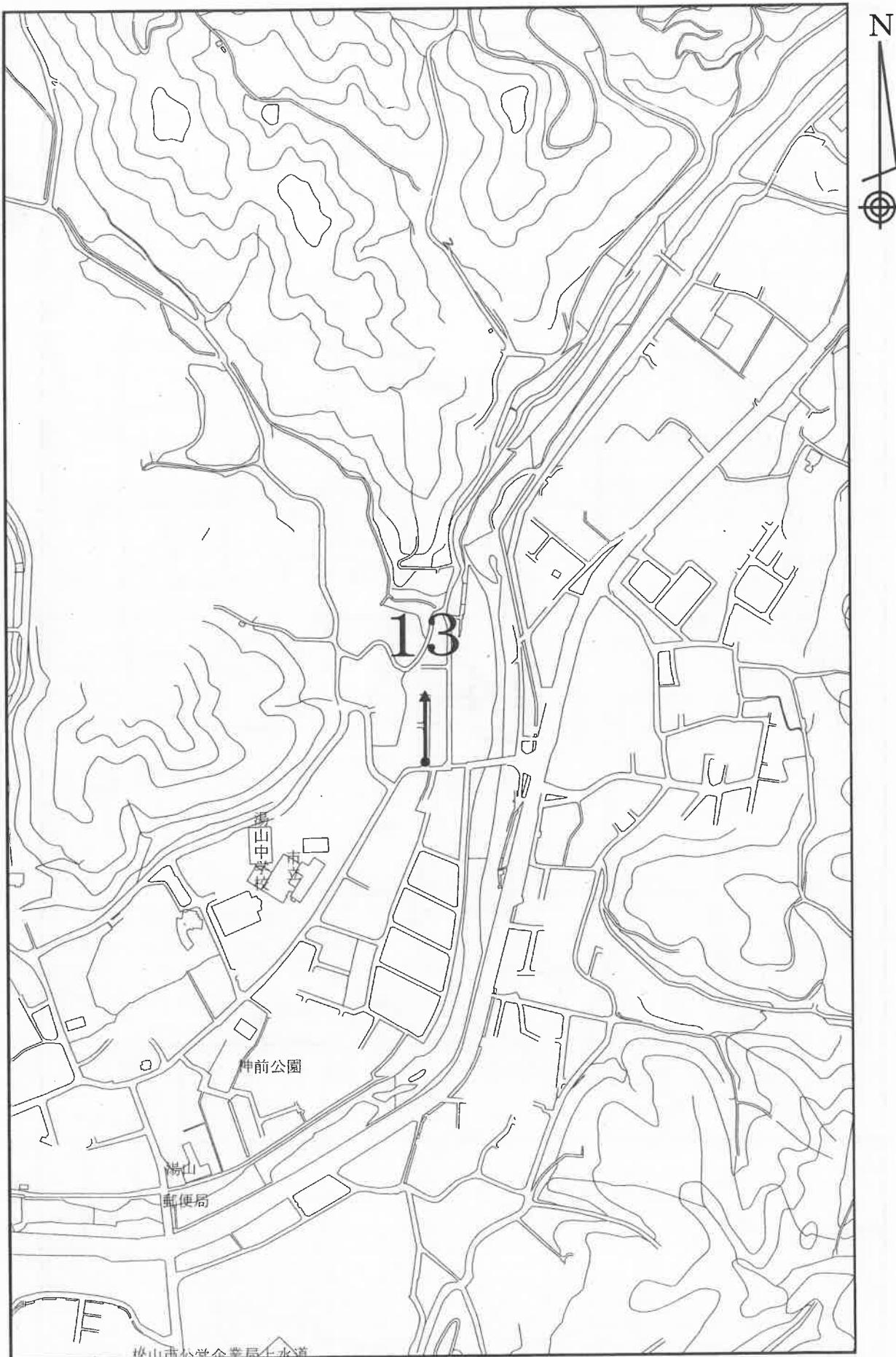


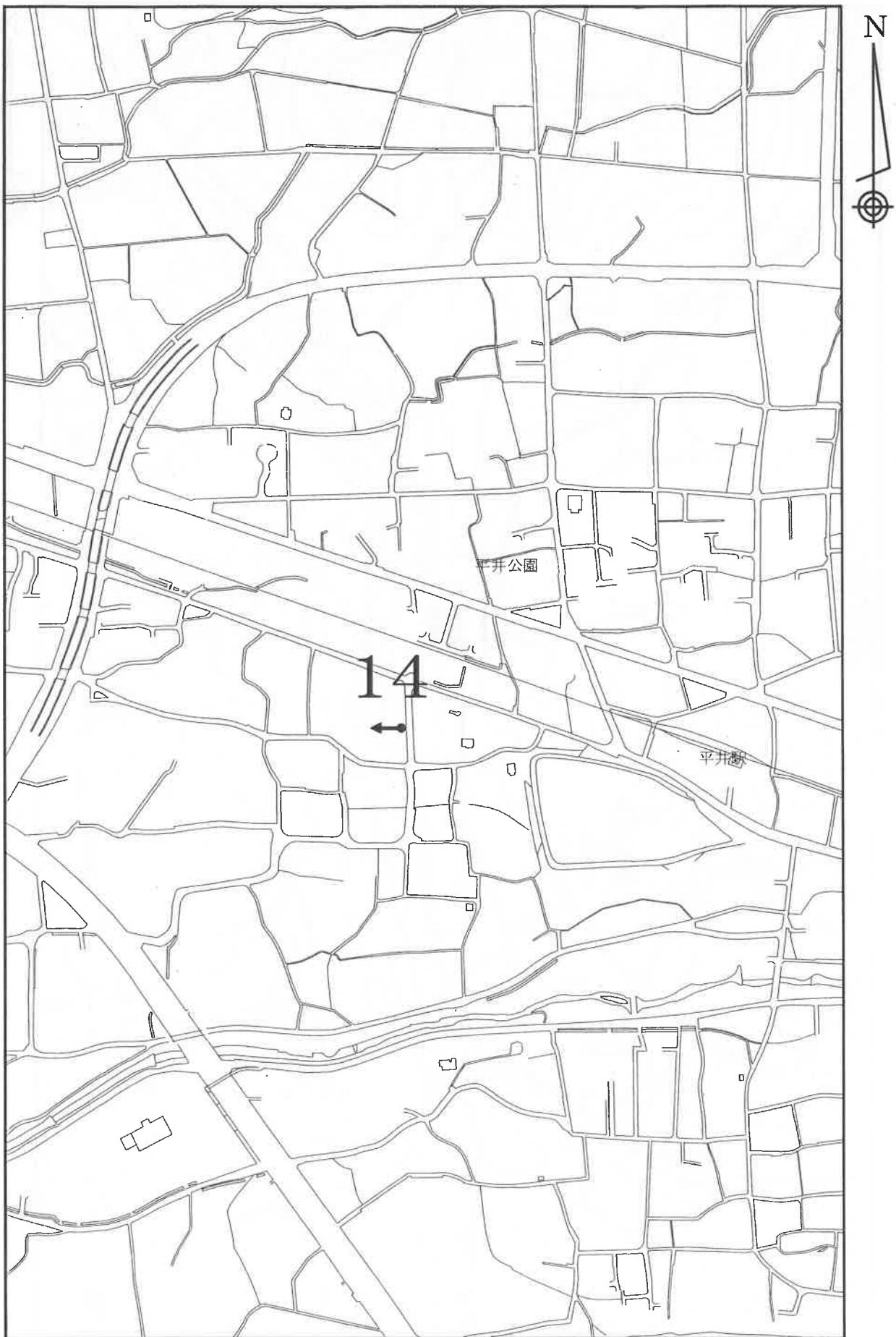


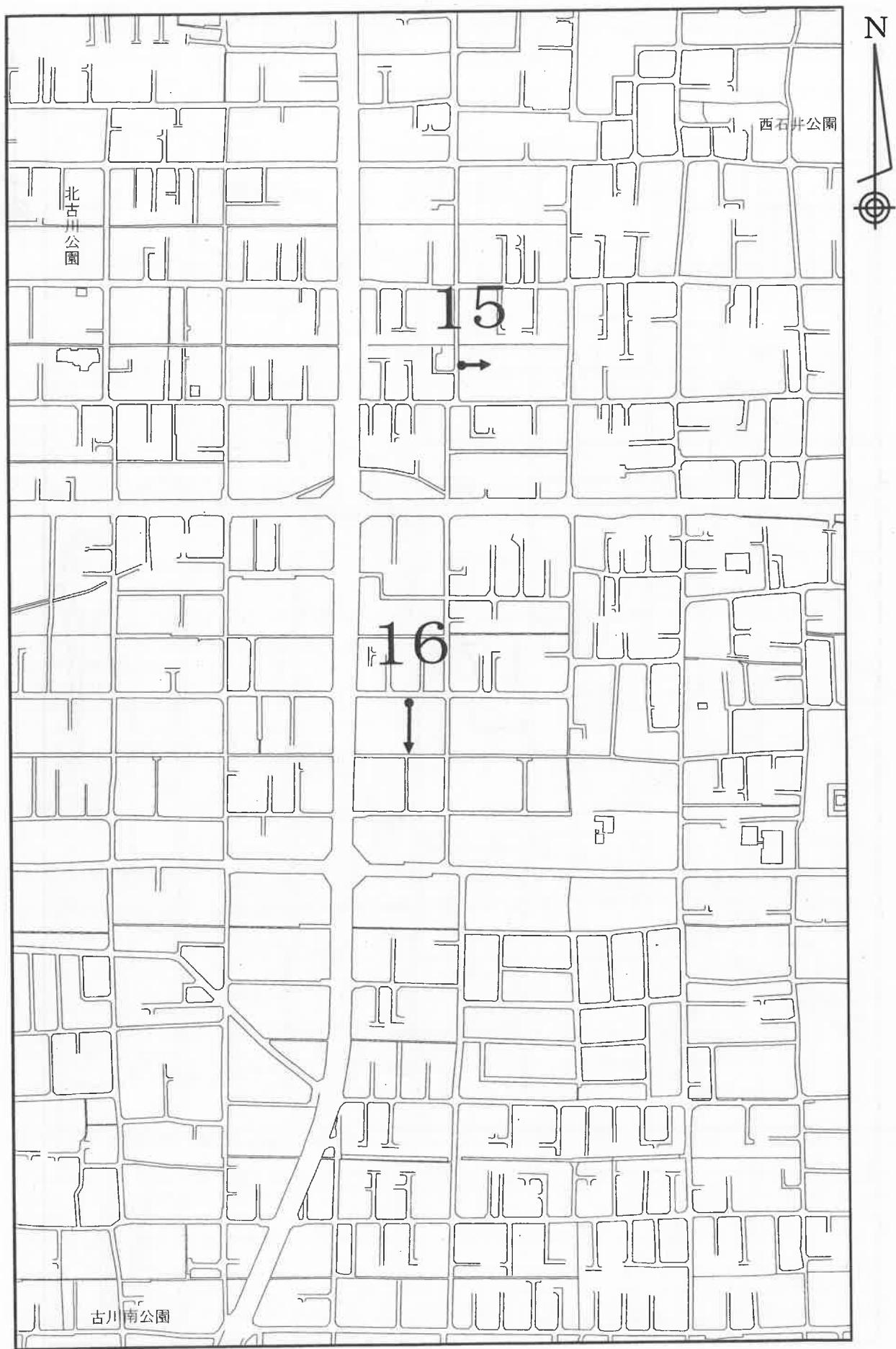


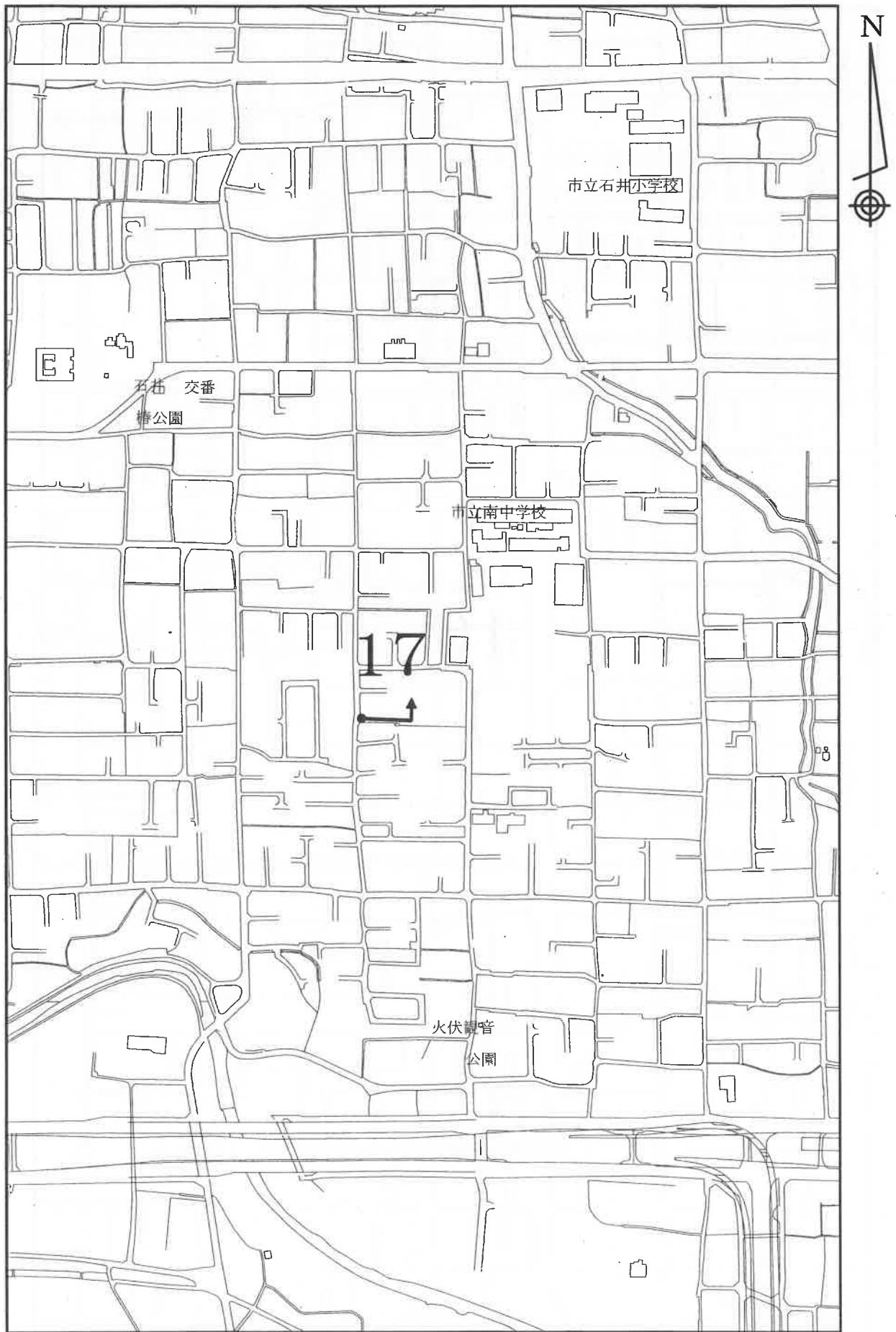


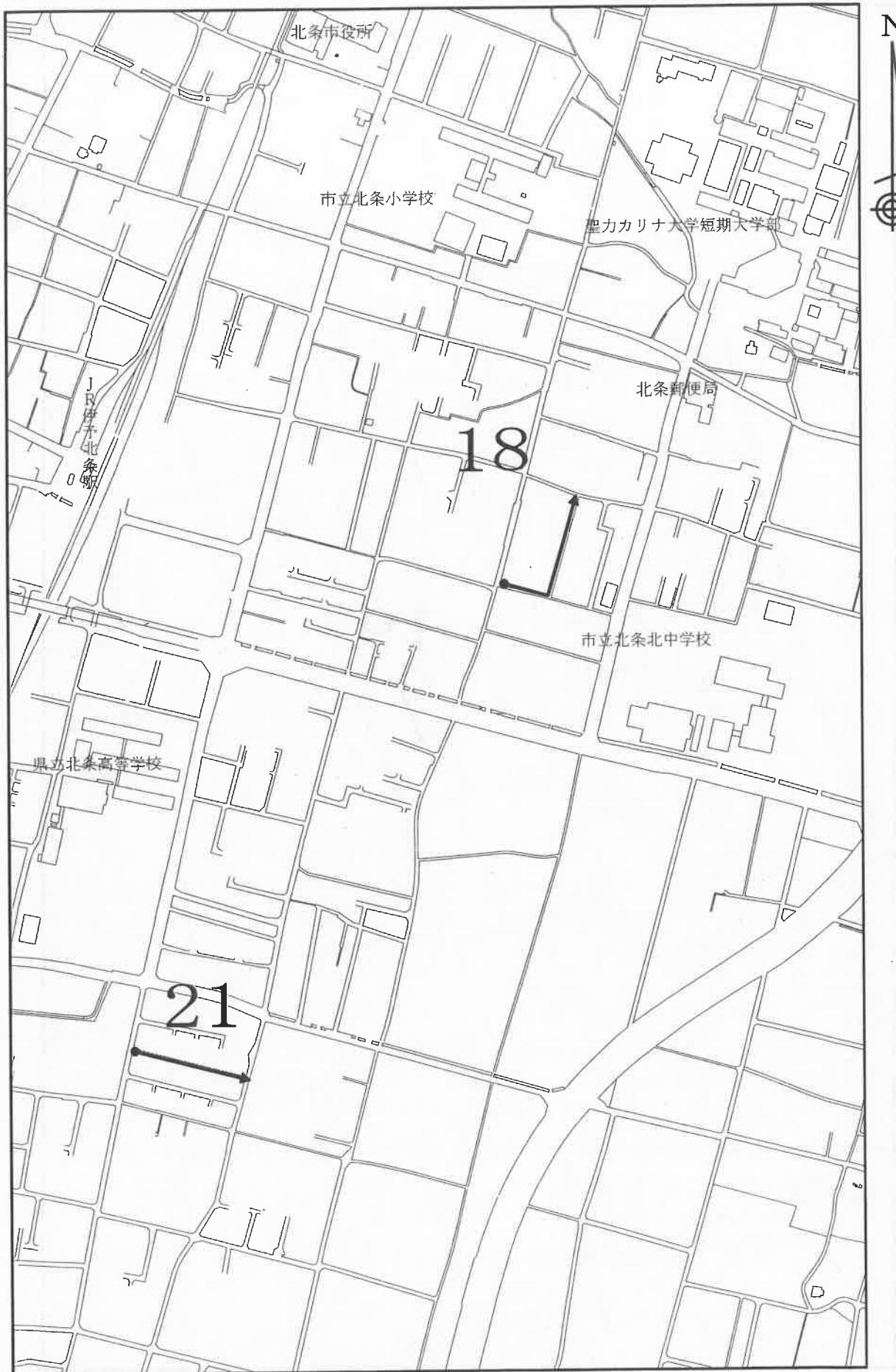


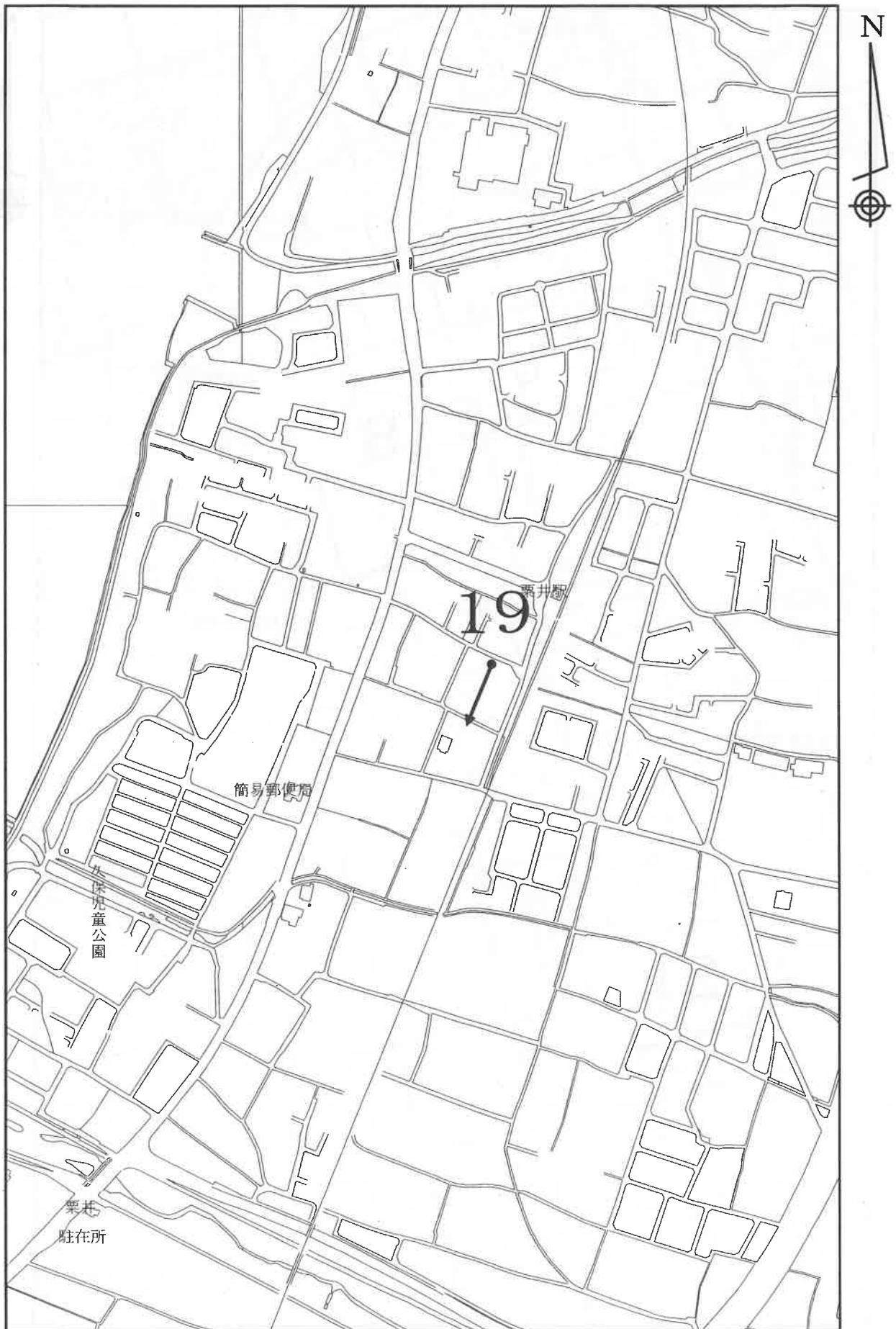


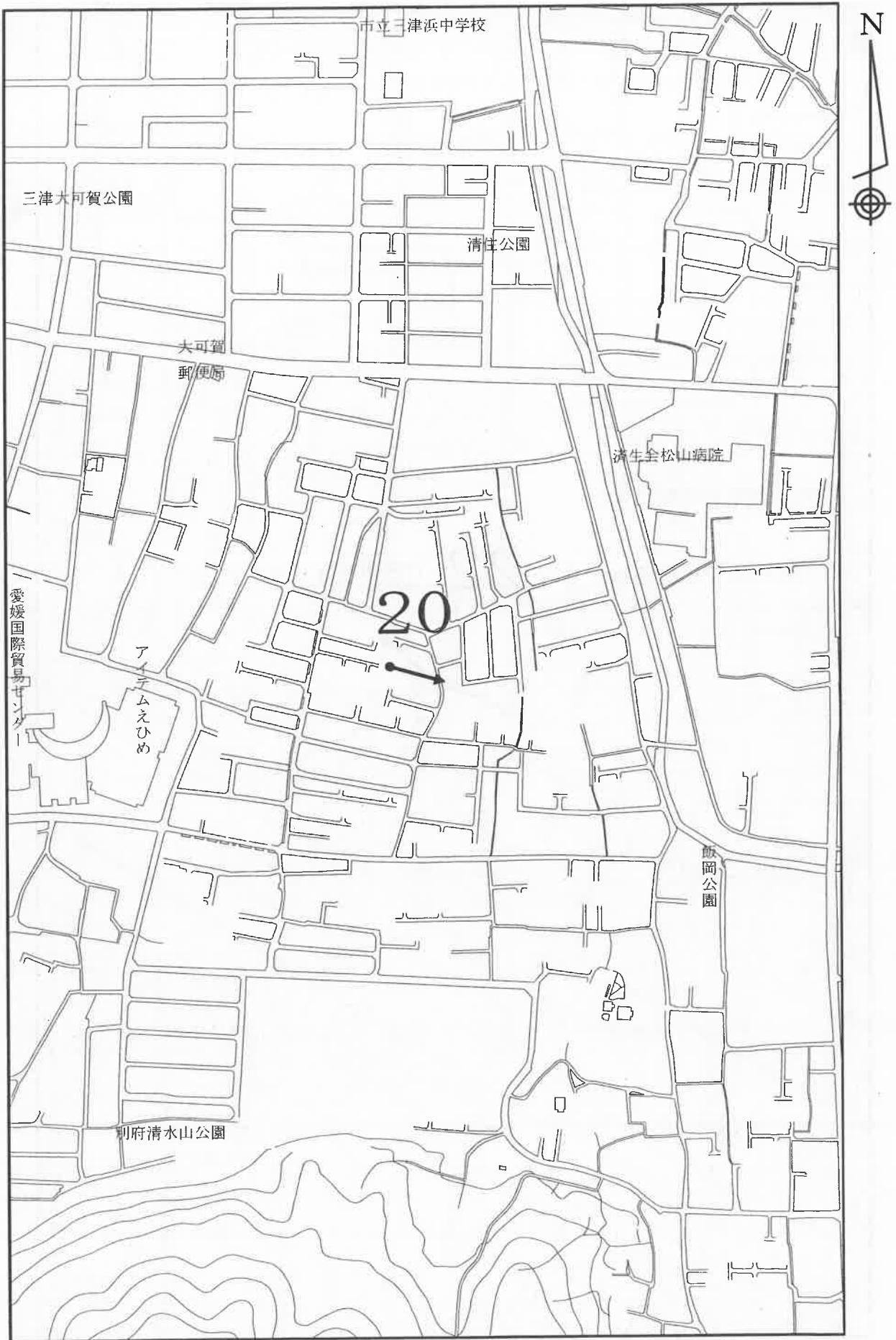


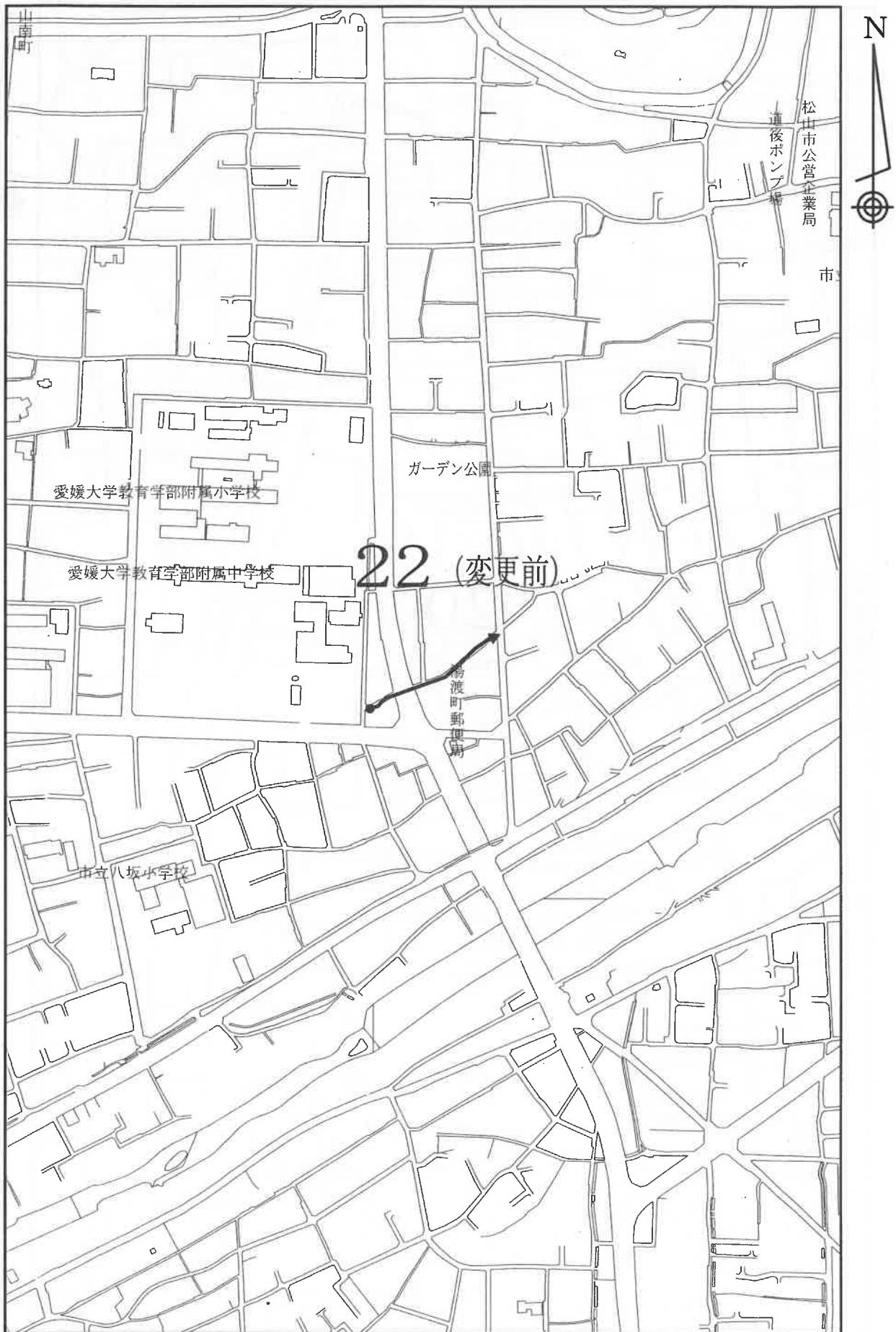


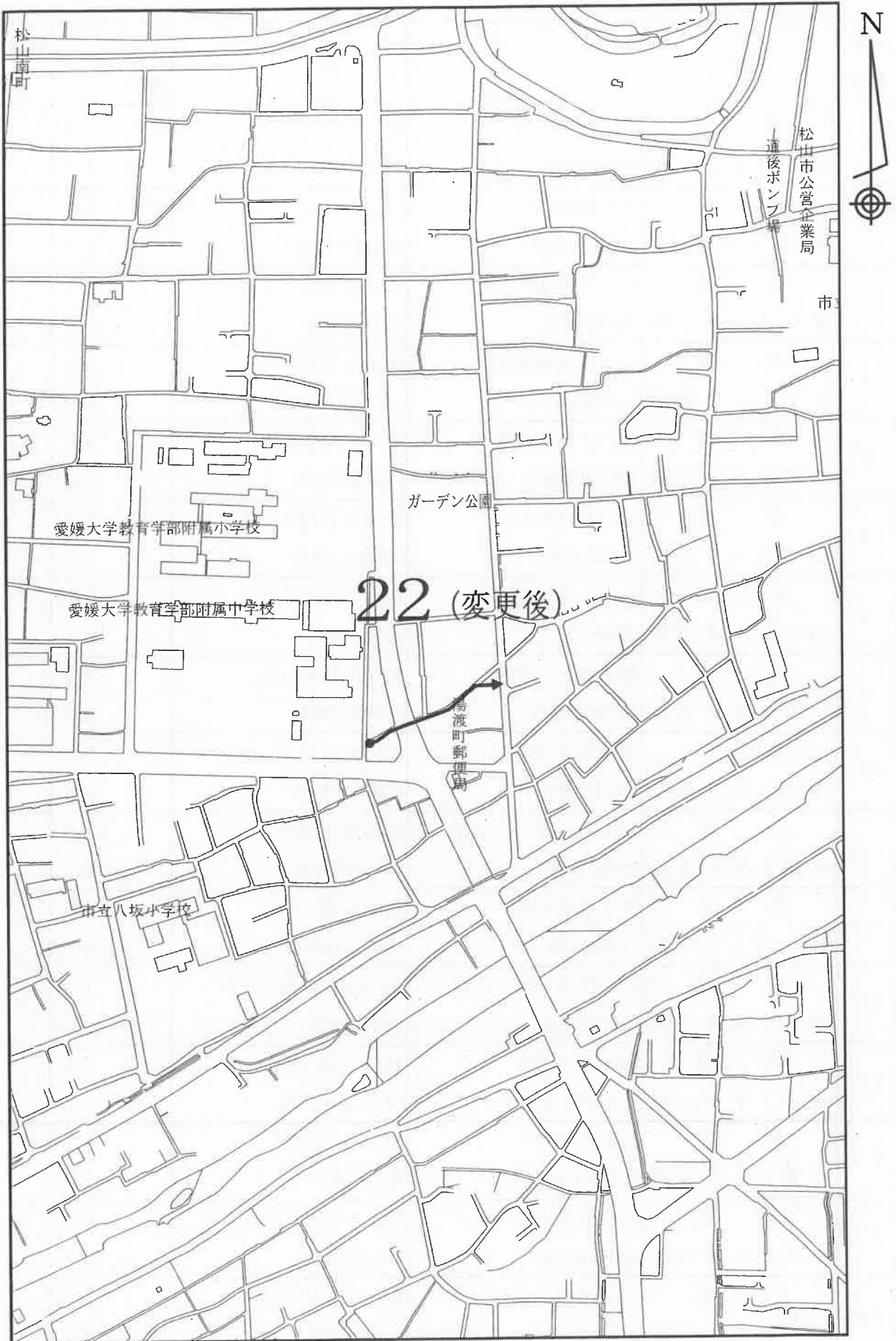












図面番号	路線名	起 点	終 点	敷地の幅員 m	延長 m
1	市 道 雄郡 2 1 3 号線	松山市竹原四丁目 296番8地先	松山市竹原四丁目 296番7地先	5.3 ～ 9.7	16.0
2	市 道 新玉 9 8 号線	松山市南江戸二丁目 583番20地先	松山市南江戸二丁目 583番16地先	5.3 ～ 9.7	80.2
3	市 道 桑原 2 9 9 号線	松山市樽味三丁目 303番1地先	松山市樽味三丁目 303番5地先	4.3 ～ 8.7	36.2
4	市 道 味生 3 0 7 号線	松山市南斎院町 1306番2地先	松山市南斎院町 1306番5地先	4.3 ～ 9.0	100.0
5	市 道 味生 3 0 8 号線	松山市南斎院町 1358番2地先	松山市南斎院町 1358番8地先	4.3 ～ 7.9	66.7
6	市 道 生石 3 0 2 号線	松山市高岡町 370番10地先	松山市高岡町 370番15地先	5.3 ～ 9.7	61.8
7	市 道 垣生 2 1 4 号線	松山市東垣生町 209番1地先	松山市東垣生町 209番7地先	4.3 ～ 8.4	53.6
8	市 道 久枝 2 8 9 号線	松山市西長戸町 240番20地先	松山市西長戸町 240番17地先	4.3 ～ 8.7	52.0
9	市 道 久枝 2 9 0 号線	松山市東長戸三丁目 389番1地先	松山市東長戸三丁目 389番11地先	5.3 ～ 9.8	93.6
10	市 道 久枝 2 9 1 号線	松山市東長戸三丁目 389番18地先	松山市東長戸三丁目 389番16地先	4.5 ～ 8.6	30.8
11	市 道 和気 2 4 7 号線	松山市馬木町 2409番8地先	松山市馬木町 2409番10地先	4.3 ～ 8.7	26.0
12	市 道 余土 2 6 7 号線	松山市市坪南二丁目 320番1地先	松山市市坪南二丁目 323番1地先	4.3 ～ 8.6	54.1
13	市 道 湯山 1 7 6 号線	松山市溝辺町 甲455番7地先	松山市溝辺町 甲455番12地先	4.3 ～ 9.0	67.2
14	市 道 小野 2 4 5 号線	松山市平井町 甲2989番1地先	松山市平井町 甲2989番7地先	5.3 ～ 9.7	25.9
15	市 道 石井 5 5 4 号線	松山市古川北二丁目 223番6地先	松山市古川北二丁目 223番9地先	5.0 ～ 9.2	32.5
16	市 道 石井 5 5 5 号線	松山市古川北四丁目 427番8地先	松山市古川北四丁目 427番6地先	5.0 ～ 9.4	40.9

図面番号	路線名	起 点	終 点	敷地の幅員 m	延長 m
17	市 道 石井 5 5 6 号線	松山市居相五丁目 15番1地先	松山市居相五丁目 15番11地先	4.6 ~ 9.8	67.2
18	市 道 北条 2 5 号線	松山市北条辻 380番1地先	松山市北条辻 378番2地先	5.3 ~ 10.4	141.5
19	市 道 栗井 2 0 号線	松山市鹿峰 181番3地先	松山市鹿峰 181番10地先	4.3 ~ 9.1	59.8
20	市 道 味生 3 0 9 号線	松山市清住二丁目 1121番7地先	松山市清住二丁目 1121番3地先	4.3 ~ 10.2	56.5
21	市 道 北条 2 6 号線	松山市北条辻 635番3地先	松山市北条辻 635番6地先	4.3 ~ 8.6	58.1

図面番号	路線名	起 点	終 点	敷地の幅員 m	延長 m
22	市 道 東雲 4 9 号線	変更前 松山市持田町一丁目 133番1地先	松山市持田町一丁目 141番2地先	3.0 ~ 8.0	146.0
		変更後 松山市持田町一丁目 133番1地先	松山市持田町一丁目 128番12地先	3.0 ~ 9.5	141.5